

老発0227第1号
令和8年2月27日

各

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
市区町村長

 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について」の
一部改正について

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施については、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について」（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知）の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和7年12月16日から適用することとしたので通知する。

第1 目的

本要綱は、高齢者施設等の防災・減災対策及び感染症の予防・まん延防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施に関する基本的事項を定めるものである。

第2 市町村交付金（市町村等に対する防災・減災等事業支援特例交付金）

1 防災・減災等市町村事業整備計画

（1）防災・減災等市町村事業整備計画の作成

市町村（指定都市、中核市を除く。）及び特別区（以下「市区町村」という）並びに指定都市及び中核市（以下「市町村等」という。）は、高齢者施設等の防災・減災並びに感染症の予防及びまん延防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するための整備に関する計画（以下「防災・減災等市町村事業整備計画」という。）を作成することができる。

防災・減災等市町村事業整備計画は、年度ごとに作成するものとし、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 防災・減災等市町村事業整備計画の名称

イ 防災・減災等市町村事業の目標

ウ イの目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置主体

エ 防災・減災等市町村事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額

オ 防災・減災等事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項

（2）防災・減災等市町村事業整備計画の公表

市町村長（市町村長及び特別区の長をいう。以下同じ。）は、防災・減災等市町村事業整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するものとする。

（3）防災・減災等市町村事業整備計画の提出期限及び提出先

市町村長は、防災・減災等事業支援特例交付金を充てて防災・減災等市町村事業整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第1号による計画書を作成し、別に指示する期日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に提出するものとする。

2 防災・減災等事業支援特例交付金の交付

（1）対象事業

ア 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

（ア）対象施設

次に掲げる既存の小規模高齢者施設等であって、避難が困難な要介護者（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第5条第6項第1号に規定する避

難が困難な要介護者という。)を主として入居又は宿泊させることとなったこと等により、消防法令に定めるスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の整備が新たに必要となったもの

- a 定員29人以下のケアハウス
- b 都市型軽費老人ホーム
- c 定員29人以下の有料老人ホーム
- d 小規模多機能型居宅介護事業所
- e 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- f 宿泊サービスの提供を行う地域密着型通所介護事業所及び認知症対応型通所介護事業所並びに生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)

(イ) 対象事業

- a 延べ面積1,000㎡未満の既存の小規模高齢者施設等において、スプリンクラー設備を設置する事業(スプリンクラー設備の設置に当たり消火ポンプユニット等を併せて設置する事業を含む。)
- b 延べ床面積300㎡未満の既存の小規模高齢者施設等において、自動火災報知設備を設置する事業
- c 延べ床面積500㎡未満の既存の小規模高齢者施設等において、消防機関へ通報する火災報知設備を設置する事業

イ 認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業

(ア) 対象施設

- a 定員29人以下の特別養護老人ホーム
- b 定員29人以下の介護老人保健施設
- c 定員29人以下の介護医療院
- d 定員29人以下のケアハウス
- e 定員29人以下の養護老人ホーム
- f 都市型軽費老人ホーム
- g 認知症対応型通所介護事業所
- h 認知症高齢者グループホーム
- i 小規模多機能型居宅介護事業所
- j 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- k 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- l 介護予防拠点
- m 地域包括支援センター
- n 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)
- o 緊急ショートステイ
- p 施設内保育施設

(イ) 対象事業

- a 大規模修繕等支援事業
利用者等の安全性確保等の観点から大規模な修繕等(別記に定めるものを行い、bからdまでに掲げる事業の対象となるものを除く。)を実施する事業

b 耐震化促進事業

耐震診断の結果、震度6強以上の地震で倒壊の危険性がある高齢者施設等（昭和56年5月31日までに建築確認申請が受理されていた旧耐震基準による建築物に限る。）において、必要な耐震改修（これに付随して実施する大規模修繕等（天井等の非構造部材の落下防止対策等、地震被害の防止等に資するものに限る。）を含む。）を実施するもの

c 非常用自家発電設備整備事業

高齢者施設等において、災害により長期の停電等が発生した場合であっても、その機能を維持するために必要な電源を確保するため、次に掲げる全ての要件を満たす非常用自家発電設備（燃料貯蔵用のタンクを含む。）を整備する事業

(a) 専ら非常時に用いるものであって、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの

(b) 電気及びガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後3日間（72時間）以上の高齢者施設等の事業継続が可能であると認められるもの

本事業における整備については、新設のほか、修繕、法定耐用年数を経過したものの更新及び高齢者施設等の機能の維持のための発電容量の増加や燃料貯蔵用タンクの貯蔵量の増加のための改造等の工事を含むものとする。

なお、非常用自家発電設備の設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けず、耐震性が確保される場所とするよう留意すること。

d 水害対策強化事業

次に掲げるいずれかの区域に所在する高齢者施設等において、台風等に伴う洪水、高潮による被害、土砂災害及び集中豪雨等による水災害の発生時における利用者等の円滑な避難の実施及び水災害による被害の軽減を図るため、下表に掲げる整備を行う事業

事業内容	整備内容
水害発生時における避難・垂直避難の円滑な実施のために行う整備	<ul style="list-style-type: none">エレベーターの設置（想定される浸水深（高）以上の階（中間階を含む。）にかごを移動させ運転を休止するための管制運転装置の設置のための改修及び設置後17年を経過し老朽化したエレベーターの改修を含む。）高齢者施設等の利用者等及び従事者の安全確保並びに利用者等に対する適切なケアの提供のため、想定される浸水深を踏まえ2階以上の階に避難スペースを設置するための改築又は改修車椅子での迅速な避難を促進するためのスロープの設置排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置（建物内への浸水を有効に防止できる場所に雨水貯留槽を整備し、雨水貯留槽内に貯まった雨水等を河川や雨水管等に排水するポンプを設置

	<p>するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、水災害の際の高齢者施設等の利用者等の円滑な避難のため必要となる整備
<p>浸水・土砂流入に伴う施設・設備等の被害を軽減するための整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される浸水深を踏まえて実施する非常用自家発電設備装置の屋上等への移設 ・電気室等の扉の防水扉への改修 ・高齢者施設等の出入口等に止水板・防水板（脱着式のものであって、設置に軽微な整備を伴うものを含む。）の設置 ・その他、水災害の際の高齢者施設等における浸水等被害の軽減のために必要となる整備

- (a) 建築基準法（昭和25年法律201号）第39条により指定された災害危険区域
- (b) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条により指定された土砂災害特別警戒区域
- (c) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条により指定された地すべり区域及び地すべり防止区域
- (d) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (e) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条により指定された津波災害警戒区域及び同法第72条により指定された津波災害特別警戒区域
- (f) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条により指定された浸水被害防止区域並びに特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）附則第2条により、なお従前によるとされた都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域
- (g) 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域（同法第14条により指定された洪水浸水想定区域、同法第14条の2により指定された雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3により指定された高潮浸水想定区域をいう。）
- (h) その他、水害における被害の発生の危険性が認められると災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条により作成された地域防災計画等で定める区域

ウ 高齢者施設等の給水設備整備事業

(ア) 対象施設

イの認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業と同様であるので、イの(ア)を参照されたい。

(イ) 対象事業

高齢者施設等において、災害等により長期の断水等が発生した場合であっても、その機能の維持に必要な水を確保するため、給水設備（受水槽及び地下水

利用のための設備（ろ過設備等）であって、停電時等でも一定の利用が可能であり、長期の断水に備え、備蓄用の飲料水の確保状況も踏まえつつ、3日間（72時間）以上の高齢者施設等の事業継続が可能であると認められるものをいう。）を整備する事業

本事業における整備については、新設のほか、修繕、法定耐用年数を経過した設備の更新及び受水槽の容量の増加のための改造等を含むものとする。

なお、給水設備の設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けず、耐震性が確保される場所とするよう留意すること。

エ 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業

（ア）対象施設

- a 定員29人以下の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設
- b 定員29人以下の介護老人保健施設
- c 定員29人以下の介護医療院
- d 定員29人以下のケアハウス
- e 定員29人以下の養護老人ホーム
- f 都市型軽費老人ホーム
- g 定員29人以下の有料老人ホーム
- h 定員29人以下の老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設されていないものに限る。）
- i 地域密着型通所介護事業所
- j 認知症対応型通所介護事業所
- k 認知症高齢者グループホーム
- l 小規模多機能型居宅介護事業所
- m 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- n 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- o 夜間対応型訪問介護事業所
- p 介護予防拠点
- q 地域包括支援センター
- r 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）
- s 緊急ショートステイ
- t 施設内保育施設

（イ）対象事業

高齢者施設等の敷地内に設置されているブロック塀等（コンクリートブロック塀（壁）、石塀（壁）、煉瓦塀（壁）等その他これに類するものをいう。）について、安全点検の結果、損壊するおそれがある等、安全性に問題があると認められるものについて、安全性を確保するための整備（解体・撤去、再設置（解体・撤去後に生垣やフェンス等、ブロック塀等以外のものを設置する場合を含む。）、改修等）を行う事業

なお、本事業における整備箇所については、安全点検の結果は問題がないブロック塀等であっても、安全性に問題があるブロック塀等に接続されている等

の理由により、一体的に整備を実施することが適当と認められる部分についても対象として差し支えない。

オ 高齢者施設等の換気設備整備事業

(ア) 対象施設

- a 定員29人以下の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設
- b 定員29人以下の介護老人保健施設
- c 定員29人以下の介護医療院
- d 定員29人以下のケアハウス
- e 定員29人以下の養護老人ホーム
- f 都市型軽費老人ホーム
- g 定員29人以下の有料老人ホーム
- h 定員29人以下の老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設されていないものに限る。）
- i 認知症高齢者グループホーム
- j 小規模多機能型居宅介護事業所
- k 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- l 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

(イ) 対象事業

高齢者施設等における感染リスクの高い風通しの悪い空間について、建築物の構造や立地等により、十分な換気を行うことができない場合に、感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができる換気設備を設置するもの

3 基準額

防災・減災等事業支援特例交付金は、予算の範囲内で採択することとし、防災・減災等市町村事業整備計画に記載された事業について、別表(1)の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位数を乗じて得た額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を基準額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第3 都道府県交付金（都道府県等に対する防災・減災等事業支援特例交付金）

1 防災・減災等都道府県事業整備計画

(1) 防災・減災等都道府県事業整備計画の作成

都道府県並びに指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）は、高齢者施設等の防災・減災並びに感染症の予防及びまん延対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するための整備に関する計画（以下「防災・減災等都道府県事業整備計画」という。）を作成することができる。

防災・減災等都道府県事業整備計画は、年度ごとに作成するものとし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ア 防災・減災等都道府県事業整備計画の名称
- イ 防災・減災等都道府県事業の目標

- ウ イの目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置主体
- エ 防災・減災等都道府県事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- オ 防災・減災等事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項

(2) 防災・減災等都道府県事業整備計画の公表

都道府県知事並びに指定都市の長及び中核市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、防災・減災等都道府県事業整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するものとする。

(3) 防災・減災等都道府県事業整備計画の提出期限及び提出先

都道府県知事等は、防災・減災等事業支援特例交付金を充てて防災・減災等都道府県事業整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第2号による計画書を作成し、別に指示する期日までに当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に提出するものとする。

2 防災・減災等事業支援特例交付金の交付

(1) 対象事業

ア 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

(ア) 対象施設

次に掲げる既存の小規模高齢者施設等であって、避難が困難な要介護者（消防法施行規則第5条第6項第1号に規定する避難が困難な要介護者という。）を主として入居又は宿泊させることとなったこと等により、消防法令に定めるスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の整備が新たに必要となったもの

- a 定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
- b 定員30人以上の有料老人ホーム
- c 宿泊サービスの提供を行う通所介護事業所

(イ) 対象事業

第2の2の(1)のアの既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業と同様であるので、同アの(イ)を参照されたい。

イ 社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業

(ア) 対象施設

次に掲げる高齢者施設等であって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第128条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人の社員又は令和4年4月以降に吸収合併若しくは新設合併を行った者が設置又は所有するもの

- a 定員30人以上の特別養護老人ホーム
- b 定員30人以上の介護老人保健施設
- c 定員30人以上の介護医療院
- d 定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
- e 定員30人以上の養護老人ホーム

(イ) 対象事業

利用者等の安全性確保及び等の観点から大規模な修繕等（別記に定めるものをいう。）を実施する事業

ウ 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

(ア) 対象施設

次に掲げる高齢者施設等であって、当該施設等において防災・減災等事業支援特例交付金を充てて第4の2に定める事業（以下「国土強靱化対策事業」という。）を実施するもの

- a 定員30人以上の特別養護老人ホーム
- b 定員30人以上の介護老人保健施設
- c 定員30人以上の介護医療院
- d 定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
- e 定員30人以上の養護老人ホーム

(イ) 対象事業

国土強靱化対策事業と一体的に行う大規模な修繕等（別記に定めるものをいう。）を実施する事業

エ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

(ア) 対象施設

- a 定員30人以上の特別養護老人ホーム
- b 定員30人以上の介護老人保健施設
- c 定員30人以上の介護医療院
- d 定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
- e 定員30人以上の養護老人ホーム

(イ) 対象事業

第2の2の(1)のイの認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業における非常用自家発電設備整備事業と同様であるので、同イの(イ)のcを参照されたい。

オ 高齢者施設等の水害対策強化事業

(ア) 対象施設

(イ)の対象地域に掲げるいずれかの区域に所在する高齢者施設等であって、次に掲げるもの

- a 定員30人以上の特別養護老人ホーム
- b 定員30人以上の介護老人保健施設
- c 定員30人以上の介護医療院
- d 定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
- e 定員30人以上の養護老人ホーム

(イ) 対象地域

- a 建築基準法第39条により指定された災害危険区域
- b 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条により指定された土

砂災害特別警戒区域

- c 地すべり等防止法第3条により指定された地すべり区域及び地すべり防止区域
- d 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- e 津波防災地域づくりに関する法律第53条により指定された津波災害警戒区域及び同法第72条により指定された津波災害特別警戒区域
- f 特定都市河川浸水被害対策法第56条により指定された浸水被害防止区域並びに特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第2条により、なお従前によるとされた都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域
- g 水防法第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域（同法第14条により指定された洪水浸水想定区域、同法第14条の2により指定された雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3により指定された高潮浸水想定区域をいう。）
- h その他、水害における被害の発生の危険性が認められると災害対策基本法第2条により作成された地域法再計画等で定める区域

(ウ) 対象事業

第2の2の(1)のイの認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業における水害対策強化事業と同様であるので、同イの(イ)のdを参照されたい。

カ 高齢者施設等の給水設備整備事業

(ア) 対象施設

エの高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業と同様であるので、エの(ア)を参照されたい。

(イ) 対象事業

第2の2の(1)のウの高齢者施設等の給水設備整備事業と同様であるので、同ウの(イ)を参照されたい。

キ 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業

(ア) 対象施設

- a 定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人老人短期入所施設
- b 定員30人以上の介護老人保健施設
- c 定員30人以上の介護医療院
- d 定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
- e 定員30人以上の養護老人ホーム
- f 定員30人以上の有料老人ホーム
- g 定員30人以上の老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設されていないものに限る。）
- h 通所介護事業所
- i 老人福祉センター（特A型・A型・B型）

- j 老人福祉施設付設作業所
- k 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）
- l 在宅複合型施設

(イ) 対象事業

第2の2の(1)のエの高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業と同様であるので、同エの(イ)を参照されたい。

ク 高齢者施設等の換気設備整備事業

(ア) 対象施設

- a 定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人老人短期入所施設
- b 定員30人以上の介護老人保健施設
- c 定員30人以上の介護医療院
- d 定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
- e 定員30人以上の養護老人ホーム
- f 定員30人以上の有料老人ホーム
- g 定員30人以上の老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設されていないものに限る。）

(ア) 対象事業

第2の2の(1)のオの高齢者施設等の換気設備整備事業と同様であるので、同オの(イ)を参照されたい。

3 基準額

防災・減災等事業支援特例交付金は、予算の範囲内で採択することとし、防災・減災等都道府県事業整備計画に記載された事業について、別表(2)の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位数を乗じて得た額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を基準額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第4 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）との関係

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）第4章において、重点的に取組を推進することとされた施策に関連する事業については、以下に掲げるものとする。

- 1 第2の2の(1)のイ（認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業）（同イの(イ)のbの耐震化促進事業、cの非常用自家発電設備整備事業及びdの水害対策強化事業に限る。）及びエの高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業
- 2 第3の2の(1)のエの高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業、オの高齢者施設等の水害対策強化事業及びキの高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業

なお、これらの事業について、防災・減災等事業支援特例交付金を充てて防災・減災等市町村事業整備計画又は防災・減災等都道府県事業整備計画に定める事業を実施する

場合によっては、原則として、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条による国土強靱化地域計画が定められていることを採択の要件とする。

(別記)

大規模修繕等支援事業における内容について

利用者等の安全性確保等の観点から大規模な修繕等を実施する事業等については、次の区分ごとの内容とする。

区分	内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基

	<p>づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備</p>
<p>(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等</p>	<p>都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等</p>
<p>(9) 施設の改修整備</p>	<p>施設事業を行う場合に必要な既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事、耐震改修（これに付随して実施する大規模修繕等（天井等の非構造部材の落下防止対策等、地震被害の防止等に資するものに限る。）を含む。）、照明設備の更新等、施設等の基盤整備を図るための改修工事</p>
<p>(10) その他施設における大規模な修繕等</p>	<p>特に必要と認められる上記に準ずる工事</p>

(注) 一定年数は、おおむね 10 年とする。